

特別養護老人ホームやすらぎの里・大田原（従来型多床室）

利用料金表 R6年8月

●介護度別サービス利用料

項目		介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護給付費対象	施設サービス費	(1日)	589	659	732	802	871
	個別機能訓練加算Ⅰ	(1日)			12		
	個別機能訓練加算Ⅱ	(1月)			20		
	夜勤職員配置加算Ⅰ	(1日)			13		
	看護体制加算Ⅱ	(1日)			8		
	日常生活継続支援加算	(1日)			36		
	精神科医師療養指導加算	(1日)			5		
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ) ※状況により加算(Ⅰ)に変更 →(Ⅰ)の場合、右記の金額が月 40円の表記になります。	(1月)			50		
	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	(1月)			110		
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月)			10		
	1日の合計		669	739	812	882	951
	①1ヶ月30日の合計(円)		20,070	22,170	24,360	26,460	28,530
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		14.0%		(上記 ①1ヶ月30日合計に上乘せ)		
	②処遇改善加算 合計(円)		2,809	3,103	3,410	3,704	3,994
	地域区分単価(7級地)		1.4%		(上記 ①+②に上乘せ)		
1ヶ月30日 合計(円)		23,199	25,627	28,159	30,586	32,979	

【加算についての説明】

- 個別機能訓練加算(Ⅰ)は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定します。
- 夜勤職員配置加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
- 看護体制加算は、看護職員の体制について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
- 日常生活継続支援加算は、居宅での生活が困難であり、当施設への入所の必要性が高いと認められる重度の要介護状態の者や認知症である者等を積極的に受け入れるとともに、介護福祉士資格を持つ職員を手厚く配置し、質の高い介護福祉施設サービスを提供した場合に算定します。
- 精神科を担当する医師に係る加算は、認知症の入所者が全入所者の3分の1以上を占め、精神科を担当する医師により定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合、算定します。
- 科学的介護推進体制加算は、入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出、その情報を施設サービスの適切かつ有効な提供に活用している場合に算定します。
- 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。これらの加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- 地域区分別の単価(7級地10.14円)を含んでいます。
- 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)は、介護現場の生産性を向上させるために、介護ロボットやICTなどのテクノロジーを活用し、質の高いケアを提供しながら職員の負担を軽減することを目的としています。

●食費と居住費

介護給付対象外		食費	居住費	おやつ費用
	1日	1,550 円 1食単価 (朝:420円・昼 620円・夕510円)	915 円	150 円
	30日合計(円)	46,500 円	27,450 円	4,500 円

※上記の食費・居住費について、保険者に減額申請を行う事により、本人の所得額に応じて負担額が軽減される制度があります。食費ですが、1食でも食べましたら1日分の請求をいたします。

		食費(1日)	食費(30日)	居住費(1日)	居住費(30日)
所得段階	第1段階	300 円	9,000 円	0 円	0 円
	第2段階	390 円	11,700 円	430 円	12,900 円
	第3段階①	650 円	19,500 円	430 円	12,900 円
	第3段階②	1,360 円	40,800 円	430 円	12,900 円
	第4段階	1,550 円	46,500 円	915 円	27,450 円

○1ヶ月(30日)の利用料金目安

段階	介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	第1段階		36,699	39,127	41,659	44,086
第2段階		52,299	54,727	57,259	59,686	62,079
第3段階①		60,099	62,527	65,059	67,486	69,879
第3段階②		81,399	83,827	86,359	88,786	91,179
第4段階		101,649	104,077	106,609	109,036	111,429

●その他加算

※必要に応じて一時的に算定されます。利用料金の計算時は1.4%を乗じた額が上乗せになります。

	加算項目	単位	加算概要
介護給付費対象	初期加算	30/日	入居日から30日間に限り加算。30日を超える病院等へ入院後に再度施設へ戻ってきた際にも対象となります。
	外泊時費用	246/日	病院などへの入院、自宅への外泊等、月6日間を限度として、施設サービス費に変わり、負担して頂きます。
	退所時情報提供加算	250/回	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者1人につき1回限り算定する。
	療養食加算	6/回	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する食事を提供します。 ※1日3回を限度
	再入所時栄養連携加算	200/回	入所者が医療機関に入院し、施設入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合(経管栄養又は嚥下調整食の新規導入)、施設の管理栄養士が入所者の再入所後の栄養管理について、医療機関の管理栄養士と相談の上、適切な栄養管理を行います。 ※算定は1回が限度
	若年性認知症利用者受入加算	120/日	若年性認知症のご利用者様に対し、特性やニーズに応じてサービスを提供します。
	経口移行加算	28/日	経管による食事摂取中の入所者が経口摂取を進める為に医師の指示の下、栄養管理を行った場合180日を限度として加算。180日以降も継続して医師の指示の下、栄養管理が必要な場合は加算させて頂きます。
	経口維持加算(Ⅰ)	400/月	著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められる方を医師の指示の下経口摂取を継続する為に特別な管理を行った場合、180日を限度として加算させて頂きます。
	経口維持加算(Ⅱ)	100/月	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方を医師の指示の下、経口摂取を継続する為に特別な管理を行った場合、180日を限度として加算させて頂きます。経口維持加算(Ⅰ)を算定の場合は、加算されません。
	看取り介護加算(Ⅰ)	72/日	死亡日以前31日以上45日以下
144/日		死亡日以前4日以上30日以下	
680/日		死亡日以前2日又は3日	
1,280/日		死亡日	

●その他の費用

項目	費用	概要
通院付添費	燃料代×距離数	協力医療機関外での通院が必要な場合ご家族に代わり送迎と付添いを行います。
預かり金管理費	通帳 50円/日 現金 20円/日	金銭出納代行を含む貴重品(貴金属類含)の管理を行います。
通信連絡費	100円/月	各書類の通信・連絡費にかかる費用として、切手代等
医療費・薬剤費	必要に応じて実費	処方箋代、調剤代
教養娯楽費	必要に応じて実費	個人使用の日用品や行事・レクで必要な物品等
理美容サービス費	1,000円～1,500円	理容師・美容師の訪問による理髪・美容を利用頂けます。 ※女性に関しては訪問する理容師・美容師によって金額が多少異なります。
※特別な食事	実費	施設で用意した食事以外を希望される場合(酒類・出前等)
※その他	実費	インフルエンザ予防接種、外部クリーニング店利用、商店より購入品等

介護給付対象外